苫小牧工業高等専門学校安全衛生委員会規則

規則第46号

制 定 平成16年4月1日

一部改正 平成19年4月1日

一部改正 平成27年3月10日

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則第13条 の規定に基づき、苫小牧工業高等専門学校安全衛生委員会(以下「委員会」という。) に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則第13条第 2項各号及び第3項各号に掲げる事項を調査審議する。

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - 一 副校長(総務主事)
 - 二総務課長
 - 三 衛生管理者
 - 四 安全管理者
 - 五 衛生管理担当者
 - 六 安全管理担当者
 - 七 産業医
 - 八 安全衛生に関し経験を有するもののうちから校長が指名した者
- 2 前項第一号の委員以外の委員の半数については、苫小牧工業高等専門学校の教職員の 過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、教職員の過半数で組織 する労働組合がないときにおいては教職員の過半数を代表する者の推薦に基づき、校長 が指名する。

(任期)

- **第4条** 前条第2項の委員の任期は、校長が委嘱し、任期は1年とする。ただし、再任は 妨げない。
- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、副校長(総務主事)をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(運営)

第6条 委員会は、原則として月1回開催するものとし、委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めたときは臨時に開催する。

(定足数)

第7条 委員会の開催は、委員の5分の3以上の出席を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員会の事務)

第9条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。